

資料 2

福祉環境委員会
(健康局)
令和3年10月1日

第59号議案

地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標の一部の変更の件
地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標の一部を次のように変更する。

令和3年9月30日提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
目次 前文 第1～第4 [略] <u>第5 その他業務運営に関する重要事項</u> 附則 <u>第5 その他業務運営に関する重要事項</u>	目次 前文 第1～第4 [略] 附則

<p><u>西市民病院の建替え整備について、本市が示した新西市民病院整備基本方針を踏まえ、本市と十分に連携を図りながら取り組むこと。</u></p>	
--	--

附 則

変更後の地方独立行政法人神戸市民病院機構第3期中期目標は、令和3年10月7日から施行する。

理 由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。